

平成22年3月30日

株式会社 大林組

【提言を受けての会社の取り組み】

当社は、委員会の提言に沿って、以下の取り組みを実施いたします。

1 経営トップの決意を次代の経営陣に受け継いでいくための施策

全社を挙げて談合の再発を防止するためには、経営トップ自らが、談合根絶を徹底し、違法行為をしてまで受注や利益を確保する必要はない旨を表明、宣言し、談合は絶対に行ってはならないという大林組の強い決意を社員に示すことが、最も重要であると考えております。当社の独占禁止法遵守プログラムには、「あらゆる機会を通じた経営トップ層による独占禁止法遵守の表明、宣言」が明記されていますが、このような姿勢を経営陣が代替わりした将来にわたっても継続できるよう、コンプライアンス体制の中に次のシステムを組み込みます。

- (1) 毎年3月に実施している、役員を対象とした「企業倫理セミナー」の資料に、当社が定款に談合防止条項を規定した経緯と経営トップによる決意表明を継続して行うことを毎年必ず明記し、セミナーでその内容を確認します。これにより、事件の風化を防ぐとともに、経営陣が代替わりした後も、談合根絶に向けたトップの姿勢が次代の経営陣に確実に受け継がれる仕組みとします。
- (2) 毎年4月に全ての職場で実施する「企業倫理職場内研修」のテキストの冒頭に、談合根絶に向けた経営トップの決意表明を明記し、社内に経営トップの姿勢を示します。

2 内部監査にサンプリング調査を導入・内部通報制度のさらなる周知徹底

現状のモニタリング体制に加えて、各地の公共工事の入札を担当する部門に対して、内部監査部門（業務管理室）が個別のプロジェクトを抽出し、これらについて、談合行為がないかを確認するサンプリング調査を次のとおり追加策として組み込みます。また、内部通報制度のさらなる周知徹底を図ります。

- (1) 現在、業務管理室が実施している独占禁止法遵守に関する内部監査は、部門ごとの業務プロセスにおいて、「独占禁止法遵守プログラム」に掲げた各施策がきちんと運用されているかの監査を主に行っています。今後は、これに加え、入札工事案件を抜き取るなどの方法で監査対象となる工事を選定し、その工事について、見積金額算出根拠の確認や応札金額決定プロセスの妥当性のチェックなど、出件から落札に至るまでの業務フローを追跡調査する「ウォークスルー」の監査手法を導入します。
- (2) 談合防止のモニタリング体制としては、上記のサンプリング調査と並んで、内部通報制度が有効に機能することが重要と考えます。このため、現在の内部通報制度が十分に活用されるよう、社内に内部通報制度が整備されており、通報者は不利益取扱いを一切受けることはなく、また、会社にとっても有益な制度であることを企業倫理職場内研修テキストなどでわかりやすく説明し、社員が使いやすい通報制度にしていきます。

3 談合行為や官製談合の存在を発見した場合の行動プログラムの策定

万一、現に行われている談合に関与してしまった場合、又は談合行為や官製談合の存在を発見した場合に、経営陣に情報が集約され、社員個々人の判断や責任によらずに、会社があらかじめ策定した対応方法に則って、即座に談合から脱退する、又は談合を通報するなどの行動プログラムを準備し、予め社内周知しておくことは、談合を防止するうえで有効な施策であります。このため、コンプライアンス体制の中に次のシステムを組み込みます。

- (1) 談合行為や官製談合の存在を発見した場合など、社員が日常業務の中で直面することが想定される具体的なケースへの対応方法を定めた「談合行為等に直面した場合の行動プログラム」を策定します。実際に事態に直面した社員と報告を受けた会社が、速やかに行動できるよう、同プログラムをイントラネット、独占禁止法遵守マニュアル、企業倫理職場内研修テキストにイラストを用いるなどの方法で分かりやすく掲載し、全社員に周知します。

4 新たに構築したコンプライアンス体制の検証

提言を受けて新たに構築した上記の施策については、運用を開始して一定期間を経過した後、その実施状況と実効性を検証することとします。

当社ではこれらの検証を、企業倫理委員会による点検や、監査役によるモニタリング等で徹底して行っていきます。なお、その実施状況については、「コンプライアンス検証・提言委員会」の外部委員を務めていただいた社外の弁護士に対しても、1年後に報告することといたします。

以 上